

幌加内町森林整備計画 変更計画

計画期間

〔 自 平成25年 4月 1日
至 平成35年 3月31日 〕

(平成29年3月31日変更)

幌加内町

計画の変更の理由と始期

1 変更理由

次の理由により幌加内町森林計画を変更する。

(1) 鳥獣害の防止に関する事項の追加による。

2 変更始期

平成29年4月1日から適用する

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
2	樹種別の立木の標準伐期齢	4
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の作業種別の標準的な方法	9
3	その他間伐及び保育の基準	10
4	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	10
(1)	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10
(2)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	11
(1)	区域の設定	11
(2)	森林施業の方法	12
3	その他必要な事項	12
第5	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	12
1	作業路網の整備に関する事項	12
2	その他必要な事項	13
第6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	13
2	森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	14
3	森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進方向	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4	その他必要な事項	14
第8	その他森林施業の方法に関し必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	15

Ⅲ	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第2	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	16
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	16
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	17
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	17
4	その他必要な事項	17
Ⅴ	その他森林の整備の為に必要な事項	17
1	森林経営計画の作成に関する事項	17
2	森林の整備を通じた地域振興に関する事項	18
3	森林の総合利用の推進に関する事項	18
4	住民参加による森林の整備に関する事項	18
5	その他必要な事項	18
(1)	特定保安林の整備に関する事項	18
(2)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	18
(3)	森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項	20
(4)	森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項	20
別紙1	公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域	21
別紙2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	27
別紙3	鳥獣害防止森林区域	28